

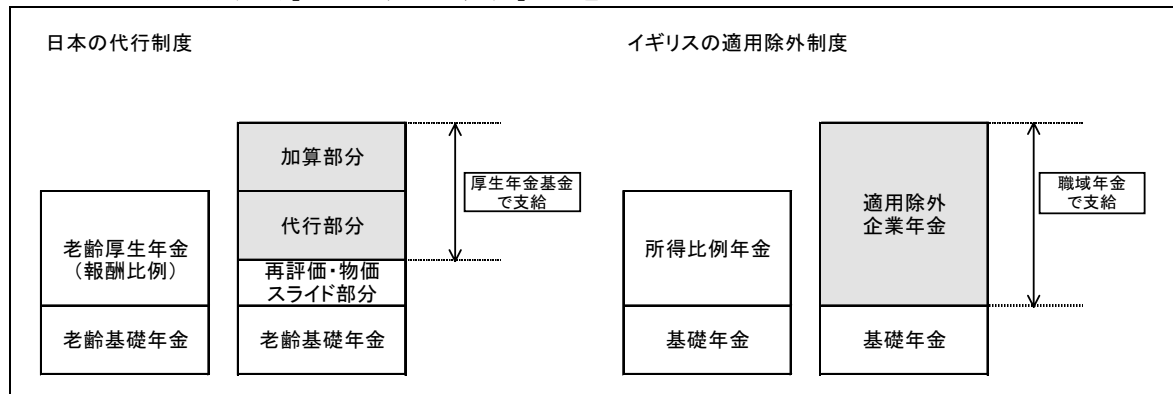
イギリスの公的年金改革の行方

公的年金改革は、欧米先進諸国共通の課題であり、各国は、財政改革、特に社会保障費用削減の抜本的改革に乗り出している。中でも先般、イギリス政府が打ち出した「年金ビッグバン」は、公的年金の大部分を民営化する大胆な案で、「金融ビッグバン」と同様、わが国をはじめ各国の公的年金改革に、波紋を投げかける可能性がある。

イギリスは、わが国の厚生年金基金制度の「代行制度」のアイデアのもとになったといわれる「適用除外制度」(contract out)を持つ唯一の国である。公的年金と私的年金の負担調整の問題は、各国特有の歴史的・社会的背景により様々な解決策を見いだしてきた。例えば、米国では、企業は社会保障年金と企業年金とを併せて老齢年金の給付水準を決める「インテグレーション」と呼ばれる考え方をとっている。

ところで、わが国の「代行制度」は、2階建て年金の2階部分(再評価・物価スライド部分を除く給付)を企業年金が代行(肩代わり)する代わりに、国に支払う保険料の一部を「免除」してもらう仕組みである。これに対して、イギリスの「適用除外制度」は、実力ある企業が、公的年金の2階部分の「所得比例年金」に加入しないで、別途、企業年金を設立できる。驚くべきは、この「適用除外制度」は、個人年金にも適用され、保険会社から適格要件を満たす個人年金を購入すれば、所得比例年金から「脱退」できるのである。

イギリスの「適用除外」と日本の「代行」の違い

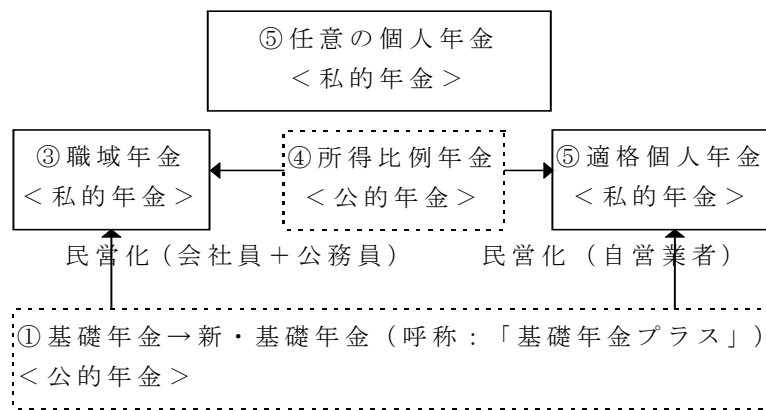


このように、イギリス政府が、「適用除外」を広範に認めるのは、もちろん、サッチャー政権以来の民営化路線もあるが、歴史的背景にも注目する必要がある。すなわち、イギリスでは、「所得比例年金」が導入された1975年以前に、既に民間の企業年金制度が多数あったが、当時の労働党政府は、それらに加入できない企業(主に中小企業)に対し、「所得比例年金」を提供することにしたのである。これに対し、わが国では、「低水準の公的年金」と「退職金制度」しかないところに、新しく「企業年金」を創設することになったので、企業の二重負担を避けるために「代行制度」が考案されたのである。

さて、今回のイギリスの公的年金改革案は、「所得比例年金」の廃止だけでなく「基礎年金」にも手を付け、民営化をさらに進めるという大胆な内容となっている。

イギリスの年金改革の骨子

- (1) 財源積み立てを、世代間の助け合いである「賦課方式」から、自助努力による「積み立て方式」に移行する。
- (2) 保険料は従来どおり、国民保険料の一部として、一旦は国に納められるが、年度末に払込額とは無関係に、固定額＝週9ポンド（新基礎年金部分）と変動額＝週給の5%（所得比例年金部分）が国から払い戻される。
- (3) その払戻金は、職域年金のある企業の勤労者の場合には、年金保険料として払い込むか、適格個人年金の購入か、2つの選択肢がある。職域年金のない企業の勤労者や自営業者の場合は、適格個人年金を購入するしかない。
- (4) 基礎年金部分の給付については、固定額拠出で財源不足になっても政府の最低保証が付く。所得比例年金部分については、それぞれの職域年金の自己責任となり、最低保証はない。



このように、公的年金は事実上、廃止され、完全に職域年金または個人年金に吸収されることになる。残された国の役割は、基礎年金で支給しえたであろう最低支給額を保証するに止まることになる。政府は、払戻金の追加コストが毎年、1.6億ポンド（約320億円）に上ると試算しているが、政府案では、税制変更（「拠出時非課税、支給時課税」を「拠出時課税、支給時非課税」に）により吸収可能としている。

しかし、「揺り籠から墓場まで」と呼ばれた社会保障に市場原理を導入する今回の改革案の成否は、最低支給額の保証コストの問題もあり、総選挙結果（労働党は概ね現状維持派だが、何らかの改革の必要性は認めている）も含めて、将来の英国国民の判断に委ねられよう。

イギリスは、1980年代に世界に先駆けて公営企業の民営化を行った。今回の公的年金改革も、世界の国々に影響を与える可能性が高いが、その規模の大きさ・スピードの速さゆえに、越えなければならないハードルは高い。